

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、生徒の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校は、人権教育方針のその冒頭で、「人権問題を正しく理解し、自らの人権問題に取り組むことができる豊かな人権感覚を備えた生徒の育成を目指して、西成高校独自の人権教育を推進する」と明記している。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称 「**拡大人権教育推進部会**」

(2) 構成員（4 ページ参照）

教頭、首席、人権教育推進部長、自立支援コーディネーター、
人権教育推進部担当者 生徒指導係り、進路指導係り、各学年係り

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定、見直し
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめ事象への対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

大阪府立西成高等学校 いじめ防止年間計画				
	1 年	2 年	3 年	学校全体
4 月	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 高校生活支援カードによ って把握された生徒状況 の集約 クラス開き なかまHR 保護者懇談週間	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知	定例の人権教育推進部 会（年間計画の確認、問 題行動調査結果を共有）
5 月	（家庭での様子の把握 校外学習 なかま HR の振り返り	クラス開き なかまHR 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握） 校外学習 なかま HR の振り返り	クラス開き なかまHR 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握） 校外学習 なかま HR の振り返り	「学校いじめ防止基本 方針」のHP更新 PTA総会で「学校いじ め防止基本方針」の趣旨 説明
6 月	生活と人権アンケート 人権HR（いじめを考え る）	人権HR（ネットいじめ を考える）		教職員間による公開授 業週間（わかる授業づく りの推進）
7 月	アンケート「安全で安心 な学校を過ごすために」 実施 職場体験（社会性の育成）	アンケート「安全で安心 な学校を過ごすために」 実施 インターンシップ（社会 性の育成）	アンケート「安全で安心 な学校を過ごすために」 実施 応募前職場見学（社会性 の育成・進路実現）	アンケート回収箱の設 置 定例の人権教育推進部 会（進捗確認）

9月	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	教育相談週間
10月	障がい者理解 HR 人権講演会「野宿者襲撃 について考える」	人権総合学習「社会性をもった自助グループとの 出会い」	人権講演会「命について 考える」	上半期のいじめ状況調査 定例の人権教育推進部 会(状況報告と取組みの 検証)
11月	文化祭	文化祭	文化祭	
12月	アンケート「安全で安心 な学校を過ごすために」 実施 保護者懇談	アンケート「安全で安心 な学校を過ごすために」 実施 保護者懇談	アンケート「安全で安心 な学校を過ごすために」 実施	アンケート回収箱の設 置
1月 2月 3月	進路講演会「社長に聞く」 (社会性の育成)	進路講演会「社長に聞く」 (社会性の育成)	人権 HR「卒業しても人 権を大切に」	定例の人権教育推進部 会委(年間の取組みの検 証)

5 取組状況の把握と検証（P D C A）

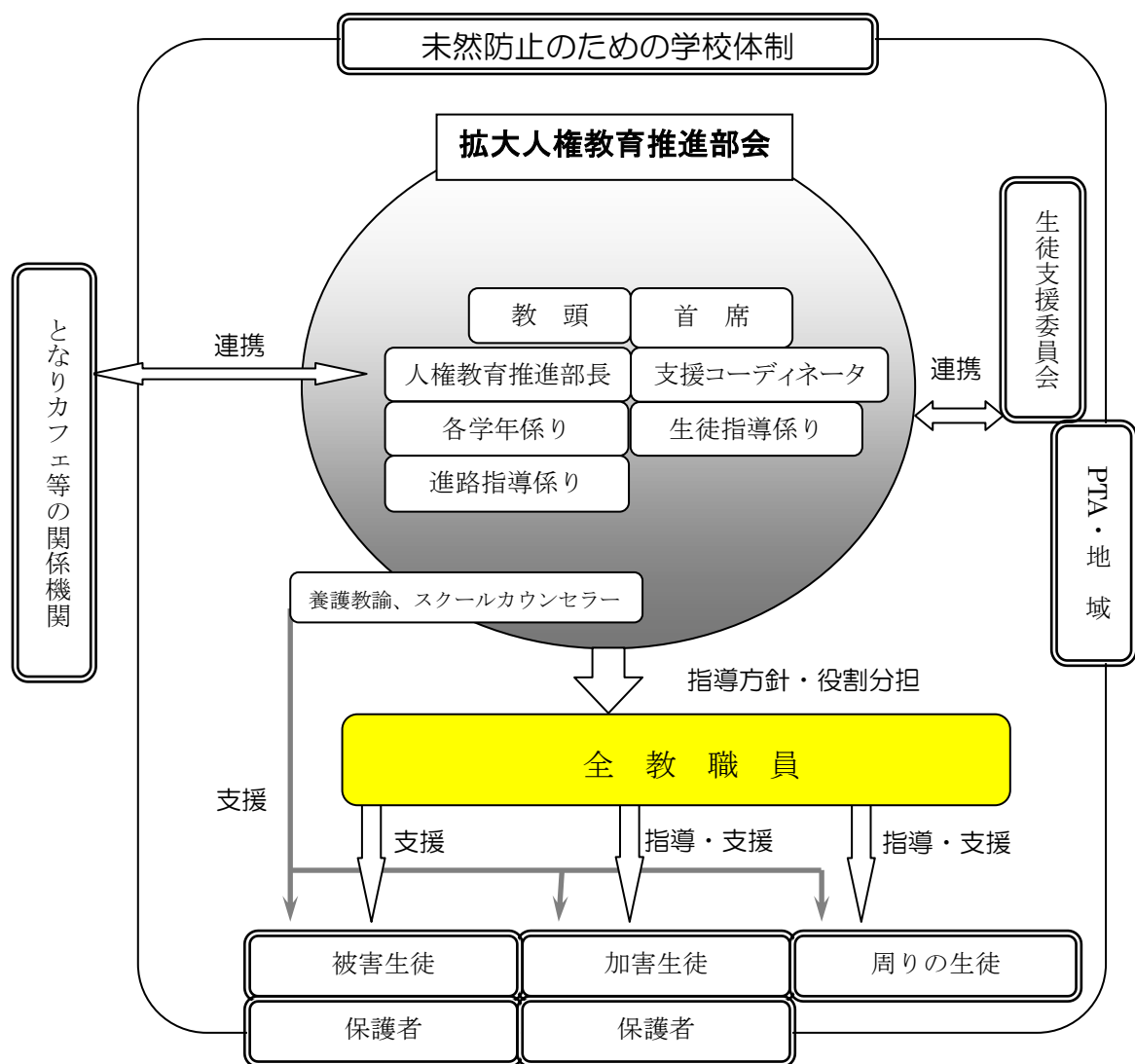
人権教育推進部会は、各学期ごとに検討協議を行い、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対しては職員会議において、大阪府教育委員会作成の「いじめ防止指針」の内容を確認している。また、近年の携帯電話の普及におけるネット上でのいじめについては、職員研修において外部講師を招いて学習し、理解を深めることができるように取り組む。

生徒に対しては、1年次の1学期にいじめについてのアンケート調査を実施するとともに、HRにおいてどのような事象がいじめとなるのかの共通理解を深め、いじめを許さない学校の姿勢を理解させている。

- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることができるように取り組む。

そのために、各学年の初めの HR の時間を「クラス開き」として、互いのことを紹介し合う時間を設けている。また、特にクラスや学校に在籍している障がいのある生徒については、「仲間紹介 HR」において、自己紹介文やその生徒の保護者の思いをまとめた冊子を活用して理解を深めることができるように取り組む。総合的な学習の時間においてグループワークを導入したり、学習発表会の場を設定することによって、コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力の育成に力を注いでいる。

- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりに取り組んでいる。

分かりやすい授業づくりを進めるために、すべての生徒が授業で活躍できる場づくりに努めている。また、授業においてグループワークを取り入れたり、文化祭や体育祭等の行事を通して、生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めている。

ストレスに適切に対処できる力を育むためには、総合的な学習の時間に外部講師を招き、ストレスマネジメントについての学習機会も設けたり、NPO と連携して学校の内外に「居場所」を設け、相談体制を整えている。また、家庭における保護者との軋轢も生徒にとっては大きなストレスになることから、地域や関係福祉機関と連携した生徒支援体制も整えている。また、インターンシップや「社長に聞く」等のキャリア教育を年間の行事予定に組み入れ、社会性の育成にも力を注いでいる。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うために、大阪府教育委員会の「いじめ防止指針」の内容を年度当初の職員会議で確認し、教職員人権研修を定期的 to 実施し、常に人権意識を高めていくことができるように取り組む。

- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、1 年生の総合的な学習の時間では生徒たちの生活に密着した題材を教材化することによって、自らの生活を見つめたことを表現し、それを仲間と共有することから始めている。また、本校の立地する西成区が抱える社会問題について学習することによって、生徒たちは地域の歴史に誇りをもち、2 年・3 年生になったときに、それらの社会問題の解決に向けて行動することが、生徒たちの自己効力感を育むことができるように取り組む。

- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、生徒会が中心となり、全生徒に対して、いじめを許さない学校づくりを協力して行うように指導する。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする行動力が求められる。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、今年度から実施した「安全で安心な学校生活を過ごすために」定期的に実施する。
- (2) 人権教育推進部が中心となって、生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制をさらに整えていく。
- (3) 保健だより、図書だより、「となりカフェ」の広報等で、相談体制を広く周知する。
- (4) 人権教育推進部で、早期発見が適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。
遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任、生徒指導部、人権教育推進部等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織と情報を共有する。その後は、生徒指導部、学年が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒への支援

いじめた生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人と連携し、学年、人権教育推進部が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

- (3) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、複数の教職員が連携し組織で行う。必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

- (2) 見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝えていく。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、人権教育推進部において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。